

2023 年度（国別）「ジョージア コミュニティにおける農協開発」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北海道センター（帯広）（以下、「JICA 帯広」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、ジョージア政府の農協に対する支援体制強化及び農協運営実務者が運営、販売事業を改善するための能力強化を目的に、ジョージアから日本に招いた研修員に対し、各モデル農協による商品開発、販売促進活動、マーケティング、技術普及等の取組について理解を深めるべく、日本の農協設立までのあゆみや事業内容、生産・出荷・販売計画等、農協の概要に関する講義を行うとともに、農協の販売事業について、農協及び農業法人が実施擦る共同販売、直売事業、地域の特産物を活かした商品開発に関する視察を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人 とかち地域活性化支援機構（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA 北海道（帯広）所管地域において、農産品・加工品の販路開拓、地場産業振興（地域特性を踏まえた収益性の高い地産知障の実現）の分野において、学術分野、民間分野を含む人材ネットワークのハブ機能を有する機関であり、産学官公民から多様な講師を招請できることに加え、同特定者は JICA の草の根技術協力「ジョージア国ディスヴェリ村女性酪農協同組合における酪農技術向上プロジェクト」を JICA からの委託により実施しており、同プロジェクトを通じて収集・分析したジョージア現地の農協運営における課題・現状を踏まえた効果的な研修を構築することが期待できることから、下記 2 の応募資格を満たし、本件業務を適切に実施しうる要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、上記案件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、公募参加確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023 年度（国別）「ジョージア コミュニティにおける農協開発」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙 2 「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間：2023 年 8 月 29 日～2023 年 9 月 8 日（予定）
- (4) 契約履行期間：2023 年 7 月 31 日～2023 年 10 月 31 日（予定）

※本研修は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況により、オンライン研修のみとなる可能性があります。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年6月5日(月)から2023年6月19日 (月)17:00まで
	提出場所	JICA 北海道(帯広) 道東業務課 〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2 JICA 北海道(帯広) 道東業務課 (担当:松本) 電話:0155-35-1210 メール:obic_kccp@jica.go.jp
	提出書類	応募要件に該当する全省庁統一資格を有して いない者: ・参加意思確認書(別紙3) ・参加意思確認書に記載の提出資料一式 (写し可)
		全省庁統一資格を有している者: ・参加意思確認書(別紙3)
	提出方法	メール又は郵送(配達記録の残るものに限 る)
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年6月20日(火)
	通知方法	メール又は郵送
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 北海道(帯広) 道東業務課
	請求方法	郵送又はメール
	請求締切日	2023年6月28日(水)
	回答予定日	2023年7月4日(火)
	回答方法	郵送又はメール

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)

- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。
- (12) 再委託：研修委託契約においては再委託を原則認めておりませんが、本研修については視察先の農協・農場の扱う品目が多岐にわたることから、複数の地域への視察を行うことが想定されるため、真に必要性が認められる場合に限り、一部の地域の視察先の調整・講師の選定を再委託にて実施することを認めます。再委託を行う場合は、その妥当性について契約時に確認いたします。